

## 平成28年度 第8回庁議要旨

日時：平成28年7月19日（火）

午前9時～午前9時45分

会場：庁議室

### [審議事項]

#### 1 職員定数の見直しについて（復興政策部）

平成28年8月の「石巻東学校給食センター」開設に伴う給食調理員（任期付職員）の採用により、学校以外の教育機関の職員数が増となることから、教育委員会の職員定数について見直しを行い、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員定数を適正な定数（配置予定職員数）に見直す。

##### (1) 主な内容

##### ア 各機関の職員定数

（単位：人）

機関	現行	改正	増減
市長の事務部局の職員	1,600	1,600	0
病院局の職員	250	250	0
議会の事務局の職員	12	12	0
選挙管理委員会の事務局の職員	7	7	0
監査委員の事務局の職員	7	7	0
農業委員会の事務局の職員	11	11	0
教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	180	200	20
学校の職員	165	165	0
計	2,232	2,252	20

##### ※今後の職員数の見込

（単位：人）

区分	条例定数 (A)	H28.7.1 基礎職員数	H28.8.1 採用予定者 数	H28.8.1 職員数 (B)	(A)－(B) 定数を超えて 必要となる人数
教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員	180	178	14	192	▲12

##### イ 定数見直しの考え方

(ア) 基本的には、平成28年8月1日の配置予定職員数によることとするが、その後の不足人員解消のための採用等も考慮し定めるものとする。

(イ) 教育委員会の職員定数のうち、「教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員」を20名増とし、機関別定数の見直しを行う。

(2) 今後の予定

平成28年 次回市議会へ提案

- ・石巻市職員定数条例の一部改正（平成28年8月1日施行）

## 2 悪臭防止法に基づく規制地域の追加指定について（生活環境部）

市民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認められる地域を、悪臭防止法では規制地域として指定することとなっており、本市においては、旧石巻市地域の都市計画法で定める市街化区域を規制地域に指定している。

一方、市街地の形成が進展している「須江（しらさぎ台）地区」、「広淵地区」、また、埋立・造成により平成22年5月に市街化区域に指定された「雲雀野地区」、及び復興事業等により造成され、平成28年5月に都市計画法の市街化区域となった「新蛇田地区」、「あけぼの北地区」、「新渡波地区」及び「須江（豊石前）地区」の7地区は未指定であるので、悪臭による生活環境の悪化を防止するため、規制地域へと追加し、規制地域内の悪臭発生源に対する指導・規制を行う。

(1) 主な内容

悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域に7地区を追加指定する。

【新規追加地区】

7地区：新蛇田地区、あけぼの北地区、新渡波地区、須江（豊石前）地区、  
須江（しらさぎ台）地区、広淵地区、雲雀野地区

【規制内容等】

① 規制基準

- ・敷地境界線、気体排出口、排水水についてそれぞれ臭気指数又は臭気排出強度を規定

② 義務

- ・当該規制地域についての規制基準の遵守
- ・事故発生時の通報及び応急処置

③ 改善勧告および改善命令

- ・規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、改善勧告・改善命令を行うことができる

④ 罰則

- ・改善命令に違反した者は、1年以上の懲役又は、100万円以下の罰金が科される

(2) 今後の予定

平成28年7月19日 石巻市環境審議会 諮問

平成28年7月 石巻市環境審議会 答申

平成28年8月 告示、施行、市報・HP掲載

## 3 石巻市介護ロボット等導入支援特別事業について（健康部）

介護職は他業種よりも賃金水準が低いことに加え、身体的・精神的な労働負担も大きく、人材不足が続いており、介護ロボットを導入することにより介護従事者の介護負担を軽減することができる。そのため、介護ロボットを導入する際の経費を助成し、働きやすい職場環境を整備し、介護従事者の確保に資することを目的とする。

(1) 主な内容

① 補助対象となる介護ロボット

次の(ア)～(ウ)のすべての要件を満たすこと。

(ア) 目的要件

日常生活における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り、⑤入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるもの。

(イ) 技術的要件

経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボット。

(ウ) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

② 補助金

1 機器あたり20万円以上の介護ロボット購入費とし、1事業所につき300万円を上限に予算の範囲内で市長が定める額。補助率10/10

※リースの場合は1年分の費用に限る。(平成28年度の交付対象期間は平成29年3月31日まで)

(2) 今後の予定

平成28年9月 第3回定例会に関連補正予算提案

予算議決後、石巻市介護ロボット等導入支援特別事業費補助金交付要綱制定

[報告事項]

1 平成28年度臨時福祉給付金及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の実施について（福祉部）

消費税率の引上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給する。

また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援として、所得全体の底上げを図る観点に立ち、低所得の障害・遺族年金受給者に対して給付金を支給する。

消費税の引上げに際しての低所得者への影響の緩和を図るものとする。

(1) 主な内容

対象者、支給額、基準日等については以下のとおり

区分	平成28年度臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）
対象者	① 平成28年度臨時福祉給付金 対象者：平成28年度の市民税が非課税の者のうち課税者に扶養されていない者（生活保護受給者は除く） ② 年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け） 対象者：①の対象者のうち障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者（「高齢者向け」給付金を受給した者を除く）
支給額	① 平成28年度臨時福祉給付金 一人につき 3千円 ② 年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け） 一人につき 3万円
基準日等	平成28年1月1日（住民票がある市町村）
対象者数	① 平成28年度臨時福祉給付金 35,000人（見込み） ② 年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け） 1,500人（見込み）

(2) 今後の予定

平成28年8月 1日 臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部改正  
低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱制定・施行  
低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部改正

平成28年10月1日 コールセンター設置

平成28年10月14日 申請書送付開始

平成28年10月17日 申請受付開始  
～平成29年1月4日

平成28年11月中旬 支給開始

[その他]

1 石巻市被災者自立再建促進プログラムについて（福祉部）

完成した自立再建促進プログラムについて、福祉部長から説明。

以 上